

1967年度宜野湾市議会臨時会
会議録。

1. 1967年度5月16日第45回宜野湾市議会
臨時会を市役所会議室に招集さ
れた。

2. 応招議員は次のとおりである。

1番 伊保清安 2番 天久盛雄
4番 度名喜庸仁 5番 宮里敏行
6番 瑞々賢朝村 7番 比嘉盛栄
8番 又吉正弘 9番 棚原憲信
10番 稻嶺正康 11番 安次富盛信
12番 大川昇 13番 知名朝司
14番 崎間正篤 15番 仲村春仁
16番 武島行男 17番 佐喜真弘
18番 比嘉義定 19番 宮城盛昌
20番 伊佐徳次郎 21番 仲村盛光
22番 古波蔵清次郎

3. 不応招議員は次のとおりである。

3番 石川真六

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定に
より、議事説明のため出席した

したものは次の通りである。

市長 島袋全一 助役 沢 岨 安一
 収入役 奥里将俊 総務課長 兵屋女子永
 財政課長 仲村春信 住民課長代理 知念一夫
 民生課長 当山全喜 経済課長 伊佐友誠
 観光課長 古波蔵信三 都計課長 島村善幸
 土木課長 島袋善信 消防団長 大城仁幸

7. 議会議務局職員の出席者は次のとおりである。

事務局長 宮城光雄 議事係長 末吉健男
 書記 島袋真由

8. 議事日程は次のとおりである。

日程 第1. 会期の決定について

□ 第2. 議事録署名議員の指名について

□ 第3. 議案第23号 工事請負契約を結ぶことについて

□ 第4. 議案第24号 工事請負契約を結ぶことについて

□ 第5. 諮問第3号 宜野湾市部課設置条例の一部を改正することについて

議長 出席18名、欠席4名であります。市
町村自治法第53条によりまし
て議会は成立致してあります。
よ、て只今より第45回宜野湾市
議会臨時会を開会いたします。
直に本日の会議を開きます。
(午前10時00分)

議長 日程打合せのため暫くの間休
憩致します。その前に真六議
員が所用のため出席できな
いという連絡を受け取りま
したので御報告を行います。

議長 暫く休憩いたします。(午前10時1分)

議長 再開いたします。(午前10時2分)

議長 日程より、会期の決定についてお諮
り致します。休憩中にお諮りいた
しましたように会期は5月16日、
1日としたいと思っておりますか。ご
異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長 異議なしと認め、これを決定致
します。

議長 日程あり。議事録署名議員の指名
については、議長が指名すること
に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長 異議ありませんので、議長が指名
致します。11番の安次富議員、
12番の犬川議員にお願い致
します。

議長 次は日程あり。議案第23号工事
請負契約を結ぶことについてを
上程致します。暫く休憩を
致しまして議事係長に朗読を
させます。尚議案第24号工事
請負契約を結ぶことについ
ても一括上程致します。本案
につきましても一応議事係長を
して朗読させます。

議長 暫く休憩いたします。(午前10時2分)

議長 再開いたします。(午前10時5分)

議長 議案第23号及び議案第24号に
ついて提案者の趣旨説明
を求めます。

議長 20番の伊佐議員、21番の仲村議員の出席を報告致します。

都市課長 御説明申し上げます。最初に議案才23号の区画整理地区才又地区の街路工事でござります。御承知のように才又地区の区画街路でござりますして、8月の6日に入札を行、たわけでござります。9社指名致しまして入札致しましたところ、共立建設さんが予定価格より下がりました一回の落札決定したわけです。次に24号の爆破工事でござりますか。これは整地工事でござります。整地といいますが、いれゆる爆破だけのことでござりますして、整地は市のフルでやるようにして、一応ダイナマイトの爆破だけの工事契約でござります。これは、これも同じく8月の6日に入札執行致しましたか。落札者がなく、最低この入札者の南海土木さんと随意契約したわけです。これ、予定価格通り設計額通り、随契に持って来とあります。以上簡単に御説明

申し上げます。

議長 9番の棚原議員の出席を報告致します。

議長 函議案に対する質疑を許します。

8番 5、とあたず収めますか。その23号議案に対して土木工事の方で場所が示されていない訳ですか。また地区の道路が全部という意味になりますか。

都計課長 御質問にお答え致します。全御路にはなっておりません。一応路線が14路線にのっております。

議長 暫く休憩いたします。(午前10時6分)

議長 再開いたします。(午前10時7分)

14番 課長に伺います。今の工事契約の工事請負契約は随意契約にのっておりますか。その随意契約の前に競争入札は何回なりましたか。

議長 暫く休憩いたします。(午前10時17分)

議長	再開いたします。(午前10時22分)
郡計課長	お答え致します。入札何回行なったか仰るわけですか。二回です。一応了社指名致しまして。再入札まで行なったわけですか。最低価格の人と我々の設計額と大した差はなかったと申すか。一応随契に依りておらうか。伺ったか依りましようということ。随契に依りていたわけですか。
14番	再入札した訳ですか。
郡計課長	そうです。
議長	暫く休憩いたします。(午前10時23分)
議長	再開致します。(午前10時35分)
議長	議案第23号並かに第24号の質疑を終りたかと思っておりますか。御異議ありませんか。

議長 御異議ありませんので、左様決定致します。

議長 議案才三三号、工事請負契約を結ぶことについての討論を求めます。

議長 討論を省略したいと思ひますか、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長 御異議ございませんので、討論を省略致しまして、表決に付します。議案才三三号、工事請負契約を結ぶことについてを表決に付します。原案通り可決することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長 御異議ありませんので、全会一致で可決することに決定致しました。

議長 議案才三三号、この討論を求めたいと思ひます。

議長 討論を省略したいと思っております
か御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長 御異議ありませんので、討論を
省略致しまして、表決に移り
ます。議案才政号、才政号、工事
請負契約を結ぶことについてを
表決に付します。原案通り可
決することにより御異議
ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長 御異議ありませんので、左様
決定致します。

議長 暫く休憩いたします。(午前10時37分)

〃 再開いたします。(午前10時45分)

〃 日程才5、諮問才3号、宜野湾市部
課設置条例の一部を改正す
ることについてを上程致します。

〃 暫く休憩いたします。(午前10時46分)

〃 再開いたします。(午前10時50分)

まず、民生課を厚生課、これは政府におきましても、厚生局となっておりまして、市と致しませとも、これを厚生課に変えらると、それか、財政課を税務課に致しまして、税務一本にしほるといふことていひかいます。それか、経済課を農林課、都市計画課をそのままに致しまして、これを全部計画図面作成企画計画に致しまして、今までの土木課に致しまして、今までの土木課を建設に致しまして、工事執行を建設の方でやるということに致しまして、固定資産評価室を設けまして、固定資産の評価を充分やるべく、そこで一つの室を設けまして、評価の適正を認ることにしております。それか、出納室は、今現在~~ま~~~~で~~~~で~~~~で~~~~で~~でございいますけれども、これに室長を予定しております。こういうことに致しまして、内部牽制組織と含めまして、事務の合理化をして、運営をスムーズに行くように考えております。よろしくお願ひ、致しませ。内部に、

	いては助役の方が説明させることにします。
助役	<p> じゃ、私の方が、補足説明を申し上げたいと思います。改善の必要性については市長の方で説明があったわけでありませうが、まずその必要に感じまして、これを如何なる方法で進めるかということにつきまして、一応専門であるところの政府に一応、現在の宜野湾市の状態を診断してもらいたいということを政府に要請しまして、いわゆる行政診断を1日の23日から26日まで4日間綿密に政府の係官が実際の内容を見てもらいまして、そしてその診断の結果がすいぶんおくれまして、3月下旬に送られて来ているような状況でありますか、その診断の実際りやり方の中で、色々私達も立合っまして、その欠陥等もその時にいろいろ指示、又指導を受けましたりで、行政診断書が来る前に一応案の作成にかか、た訳であります。 </p>

それで案を一応原案を作りまして、部内におきましては、各課長それから、現在の庶務課の係長以上を集めてお話しして、

実際10日くらい、これの検討を致しまして、最終的な当局案をまとめたような経過になっております。以上経過申し上げますが、次は改善の主要点と申しますか、ねえ、を御説明申し上げますと、まず診断の中からも、じゅうぶんうかがえますように、本市におきましては、管理機構というものが非常に薄くて、そのじゅうぶんな管理機構を発揮してないところ、言うところか、感じられました。特に、その面に重点をおくべきだ、という意味におきまして、総務課を一応企画、総務と両方の二課、新設の案も一応あったわけがありますか。指摘されて、いるように、課があんまり大きすぎるといふような診断の結果も出ておりますので、一応総務課の中に企画の方も含めて行き、実際の職務担当者がおれば、いいんじゃないか、というわけで、課の分、

設は考えずに総務課の中に包含したわけであり。総務課の特に管理として、機能を發揮しなければいけない部面は企画と財政、これが大きな管理の中核機構になるわけであり。現在その名称はありますけれども、あまりにも職員が少なく、実際その本来その名称に値する業務は全然なされてない現状でありますので、これを是非強化しまして、企画、財政を急分に行って行くような考え方でそれに応ずる人員等も考えております。それから文書、これは現在の文書の取扱いかいゆる文書事務が、すべて收受だけを総務課がやってありますけれども、それから後は、各課の自己裁量という現状にありますので、これを徹底的に集中管理しまして、これを集中管理することにより、事務の性格と、それから迅速化とを考えると、文書事務は全部ここに集中管理をして行きたい、というふうに考えます。

おります。それによりまして文書もファイリング方式を採用しまして。これは直ぐ7月1日ということになりますと無理と思えますか。年度中途から歴年からの文書はファイリング方式の集中管理方式に持っていきたいというふうに、こういう考えを持っています。それによりまして、文書の浄書、いわゆる印刷、発送等全部集中しまして、ここに各課に分散しているところの事務機械を集中しまして、すべて各課はいわゆる決裁だけ受ければ文書はここで浄書され、そして発送されるというふうなしくみに持っていきたいという考えであります。それから給与、人事面でございますか。この面についても今日まで、この整備が非常に遅れております。今後の又給与、人事についても常に新しいデータをとって時代に即応するような給与、人事の事務をなすべきでありますか。そこについても、何んかそれだけの資料も持つと合わせてお

ませんので、充分こういう面も整備をして行く必要があると、そういう考えであります。それから行政係の中に現在車を各課別に持って、各課が思い思いにこれを管理しているんですが、非常に非能率的でありまして、政府等に行く場合でも各課まちまちに政府にも車を持って行くというような不経済な面もたくさんありますので、これを全部総務の行政係の中に集中管理致しますと、現在の車の数をもちと減らしても、又、車の機能を整備する面からいっても、おのゆる面からいって、結果が生まれるものとして、これを集中管理していきたいというふうに考えております。それから、いわゆる管理機構の強化の観点からは、そういうところにあるわけでありまして、それから事務の集中管理は先きも触れましたけれども、現在の事務は各課に非常に分散されております。特に時間外勤務手当とか、出張命令等も、各課に、5分ばつ

ありますのをご、これも全部を款
の方に集中しまして、集中管
理をしていきたいというふう
に考えております。その他にも
今後、事務の集中管理はでき
るだけこれを進めて行くこと
にしまして、おだきを省き、そして
経済効果を上げるような方
向に進めて行きたいという
ふうに考えております。それか
ら特に一番痛切に感じられ
ますのか、内部牽制の不備
があります。ここに今回の
機構改革の大きな比重を
おいてありますか。現在の会計
規におきましても、事実上は、
その条文はあるわけでありま
すけれども、実務として実際
集中管理を内部牽制を取
られていないところ、に大
きな欠陥がありますので、こ
れを全部細部にわたしまし
て、企画をしまして、あつゆ
る収入支出を悉分に内部牽
制し、そしてあつての収入支
出があつて総務課の財政
係で掌握するようなしくみ
に持っていくように考えてお
ります。いわゆる内部、この牽

制制度の確立によって責任の所在が明確になりますか。ここにおいては、特に従来の縦わりの機構を完全に横わりにしていくと、と申しますのは、例えば一件の事務を処理するのにある係が最初からすべてこの結末までつけているといわゆる一人の職員が、その係が受付の段階から決裁の段階まで一人の職員が扱っているところか。いわゆる縦わり行政でありますか。機構でありますか。これを受付から、それからその処理、そして、例えば、金銭関係でありますれば支払、そういうものがすべて、こうかかれた職員の手を経る行くことにより、いゆうふんに責任が明確になってきますし、そして事務の処理が非常に迅速化されて、住民にいゆうふんサービスできると、こういう面が今度の機構の内部牽制の大きな収入であります。例えば土木建設事業にしましても、従来は郡計と土木課は郡計事業に相

当するのには、都計課がやるのか、あるいは、一般土木は土木課がやるか、すべて出発の企画、事業執行結末まで各々わけてやっておられますか、その場合に非常に不明確であります。どこまでか都計事業か、どこまでか土木事業かということになりますと、住民自体も非常にそれに対しては、疑問を持ち、又、実際の執行の面におきましては、これは非常に疑問が生いてくるわけにあります。今後市内に施設されるすべての建設部面は、あくまでも都計という大きな観点に立って自覚して、これを執行するのかが当然、じゃないかと、こういう意味で、そのかたを企画を全部都計の方にいっさいか、その企画、予算立案までを都計の方でやりまして、工事のいざ工事の執行からは全然都計を離れまして、建設課に任せわけてあります。そして建設課が執行した後を又これを確認、検査すると、いうふう

なくみ、一例を申し上げると、こういう内部牽制縦わりを横わりに改正する大きなぬかいは、そこにあるわけでありませう。それからの事務の能率の増進という考えは、今まで各課に事務機械がありますので、そのぬかいは、時々ありますので、その事務機械の整備も非常におろそかになりがちであるし、又不慣れでありますので、これを文書課の方に集中することによって、その機械の整備と、又、その性能のいかされた使い方ができまし、そして又、熟練した職員がそこにおりますために、非常に事務能率が促進されると、こういうようなぬかいは、持っているわけでありませう。それからの事務分量に應ずる人員の適正配置でありますか、今までは、部内においても各課、係制度は設けられておりましたけれども、その係の責任、いわゆる担当事務の分野が非常にはっきりしないわけでありませう。例えば、今の現在の財政課におきましては、

固定資産評価員、それから部課
 調査係、徴税係、等あります
 けれども、その中で職員が完
 全に自分達の責任分野をは
 っきりしないと、ということは、
 人員が適正を欠いてゐるた
 めにあつて行つて仕事してみたり
 こっち行つて仕事してみたり
 ということも考えられるし、非
 常に責任の明確さを欠き
 ますので、ここにおいてはっきり
 固定資産評価委員の仕事はこ
 れだけ、こういう仕事である、と
 してそれから、部課調査係に
 移して、部課調査係におい
 ては、そして充分課税客体を
 調査しまして、これを課税す
 ると、そして、その調定を完
 全に掌握しまして、これを徴
 収係に回して、徴収係は完全
 にこれを処理すると、そして
 例えは固定資産評価につい
 ての異議があるならば、当
 然、これは、固定資産評価員に
 その評価についての、いわゆる
 疑義を正すべきであるんで
 すが、今徴収係の所でお
 そういふ話合ひがあるとかがあ
 るいは、部課調査係が、

というような面も見受けられますので、こういうものはっきりした明確な職務分野というものを自覚してない。そういう又、線がしかれていないために生ずる問題でありますので、ここに、住民からの申し入れとか、苦情とか、そういうものについてどこでキャッチし、どこで処理する、という分野も充分ここで規制していかれますので、そういう点も適正な人員をその職務内容に合う人員の配置を充分綿密に計算して、配置すべきだ、という考えを持っているのであります。それから先き市長も触れておられましたか。担当事務の内容と、課名とか、そぐわないという点から多少あると思ひまして、これを内容に即した課名にして行きたいと、例えは今の財政課でありますか、これは税務事務を承っているんであります。財政課と、財政ということとは、収支を総制管理する機能を果たすべき所であり、ますので、全然これ

とは性格が違いますので、これを税務課に改めたいと、それからの先きの土木課はもっぱら建設面を担当しますので、建設課にすると、それからの商工観光等、現在の経済課は本来一つであれば、経済課で適当と考えられるわけですが、現在は、商工観光課という課があります。以上は、商工観光も含めての経済でありますので、実務としては、第一次産業部面を担当しておりますので、これを農林課に改めたいというように考えであります。それからの各係において、従来外人係というようにあるか、ありますか、これは実務は、法人税を担当しておりますので、法人税係と色々その他にもそういう面がいくつかありますか、ぬさいとしましては、大体以上のような立案としての考え方を持っておりますので、細部につきましては、御質問にお答えしたいと思っております。

議長	外に御質問ありませんか。
〃	暫く休憩いたします。(午前11時10分)
〃	再開いたします。(午前11時15分)
〃	本案に対する質疑を許します。
16番	お聞きしますか。住民課の課長が不在になつてから何ヶ月ですか。
市長	7ヶ月になります。
16番	住民課長はなくても事務が充分できるということは、住民課自体がどこかに私は吸収されるだろうと、いうふうなことを考えておりましたか。こんどの案件に住民課が出てくる。7ヶ月間も課長が空白でも業務は別に支障をきたさないとして住民課なるものは、課長を置かないというつもりか。どうか。
市長	お答えします。当初総務に総合した方が、いいんじゃないかという考えもござりましたけれども、その後政府の診

断を受け、それから住民課というものは、住民の戸籍を持って非常に重要な役割を果たしておりますので、新年度におきまして、課長を置くように考えております。

16番 課長を置かなくても業務が出来るということ、置かないことは、それだけ経費の節減になる。にもかかわらず、又今度その課長を置くということになると、非常に判断に苦しむようになりませんか。どういうふうな考えですか。7ヶ月間も空白にしておいても、別に業務はさしつかえなかった。それだけ、ゆるゆる経費が節減されたこと、ということになります。にもかかわらず、さかには今度は機構改革をするにおいても、住民課を置いて、今度は課長を置くということ、あんな金を課長にあげると、いうふうに考えても私はまちがいのと思うんですが、そこからの見解をお聞きしたい。

助役 補足説明申し上げます。仰る

ように現在まで7ヶ月間の空白
がござります。それについては、
職員の方も、非常に我々に対し
まして、早く課長を置くように
という要望がござります。
それとともに、政府の戸籍事
務の問題とか、あるいは本土
政府からの戸籍事務の指
導の方々がみえられて、
早く重要な国家事務をする
ところの戸籍人が、課長が
いないんでは、戸籍事務にお
いても、いったん失策を起した
場合には、責任というのは、非常
に重大であるもので、早く課
長を置いておきたいと、こ
ういう本土政府からみえた方
からも指摘されて、我々
もこれについては、一応総務
課の中に含めてもできるん
じゃないかという安易な考
え方があったということも認
めて、新年度におきまし
ては、ぜひ責任ある課長を
置きまして、そういう重要な
職責は充分間違かないよ
うな処理をさせるべきだ、と
いう考えに現在かわっている
わけでございます。

16番 問題は、いかにしましても、結局7ヶ月間、これはもう19年の半分以上なんですよ。そういった職責そのものを、課長をおかずに結局スムーズに行われたということ自体は、ですね。事実か、はっきり課長を否定している、にもかかわらず、又、新しく今度つくって今度課長を置くということになれば、ですよ。なぜできる業務だの、という係そのものが増える、ということは、ですね。全然逆なんですよ。

助役 今の場合は、ですね。住民登録とそれからの戸籍だけなんですよ。今度の新しい機構においては、援護事務もそこに入ってくるわけなんですよ。そういうことありますので、いわゆる責任分野が大きくなりますので、ぜひ必要であるわけがあります。

14番 今先の助役の御説明では、都市計画課は計画を立てて、それから、建設課は、実施する

というふうな性格にあっていると
 いうふうな御説明ですか。
 そうしますと、区画整理の8番目
 ですか。職務内容の8、工事
 計画設計及び管理に関する、
 管理に関するとあります
 けれども、それは都市計画が
 設計して管理すると、建設
 課が建設課を管理すると
 両方の監督下に現場を
 なすんじゃないかと思っ
 ますか、重複すると思っ
 ますかその点についてお伺い
 致します。

助役 その面は特例になります。と申し
 上げるのは、区画整理係は
 区画整理事業という事業を
 ち、ほか担当致しますので
 これはどうしても、分離する
 わけにはいきませんので、この
 分を特例の分野に残るわ
 けであります。例えば区画
 整理事業になりますと特別
 会計をもちますので、こ
 ういう意味においてここは月
 額にしていきたいというふう
 に考えております。これは各
 市町村の機構を大体そう

	<p>いうふうな内容になってきます。補足を申し上げますか。今度の改革の改善の大体、参考に致しましたのは、コサと浦添の両市村を大体参考にしております。</p>
1番	<p>市の機構を改革して、行政運営の改善を計りたいということでしょうか。関連致しまして質問致します。現在の職員の採用試験委員会というのがあるのでしょうか。</p>
市長	<p>ございます。</p>
1番	<p>メンバーは。</p>
総務課長	<p>お答え致します。宜野湾市職員採用規定則に基づきまして、委員会の委員というのは、助役、収入役、総務課長、及び市長が命ずる課長。</p>
1番	<p>これは市長はあるということをお聞かされたので名前をお聞きします。</p>
総務	<p>職名で定めております。現在、</p>

課長 助役 沢山安一 収入役 奥里将
俊 総務課長 吳屋好永 その
他に直接採用の関係して
いる担当の課長が参加しま
す。

1番 市長 就任以来です。職員採
用は原則として、競争試験に
よるといふ条文がございま
す。これに基~~て~~ついて、試験
をしたことかありますか。

市長 試験をやつて、採用してあります。

1番 試験の結果において、任用候
補者名簿これを作成するこ
になつておられますか。現在ご
ざいますか。

市長 ございます。

1番 何名くらい登録されてあり
ますか。

市長 任命採用、それは現在のところ
取つておりません。その試験
のつどこれを試験致しま
して、それからその委員会
で選考致しまして、市長の

	決定をしております。今現在その候補者名簿というものは候補者は取っておりません。
1番	試験は何時頃ですか。最近一番近い日。
総務課長	最近、最も新しい職員の採用試験につきましては、8月12日に行われております。 67年8月12日。
1番	宜野湾市の文書取扱い規程条例でござります。この才条総務課長は、市役所全般の文書事務が適正かつ厳格に処理されるよう随時調査、指導及び改善に努めなければなりません。どうありますか。現在までに調査をした事があるか。どうか。は、きり答えて下さい。
総務課長	随時の調査、指導、改善というものは、特別にやっておりますが、事務改善委員会についても機構、事務文書等についても事務についての進め方、徴憑等、そういったものには

- については、委員会の組織で討論をやっております。
- 1番 はい、わかりました。
- 議長 暫く休憩いたします。(午前11時29分)
- 〃 再開いたします。(午前11時29分)
- 1番 この部課設置条例 これによつて勿論計画された訳でありますか。ただ(聴取不能)そういう問題ではなしに、全職員の質の向上。只今質問しましたようにして単なるでなしに、ほんとうに職員の採用におきましても、旺盛にやってもいいたいと、これを要望致しまして、市民不在のなれあい行政、これは、汚職の根源につながるということも充分認識して頂きたいことを申し添えまして質問は終了します。
- 11番 この諮問案件は定数条例とも関連すると思ひますが先ほど助役の御説明にございましたが、16名の定

員増になっております。その中で
 事業分量の増加によるところ
 の増員と、それかこの機構
 改革によるところの増員、これに
 ついてもう少し具体的に
 御説明ぬかいます。

助役 お答え申し上げます。増員い
 りゆる必然的な事務の増大
 事務の新しい事業というこ
 ころの増加する庁舎の
 掃除等担当させるために、
 使丁の一人の増員であります。
 それか衛生処理車を購
 入致しましたので、その
 運転手一人、それかそれ
 を処理する職員二人、計
 三名であります。衛生処
 理車に関する職員三名、
 厚生課です。それか公営
 住宅が建設されますので、こ
 れの管理、いわゆる使用料の
 徴収書等、この職員が一人
 予定しております。厚生課に
 なります。それか、今、窓口
 において受付という業務は
 一応電話交換手と兼ねる
 ということになっておりますが
 実際は二人のうち一人は又、

総務課に行くと、文書事務をや、
ているというふうな実状にあり
ますので。その増員も必要
があると考えております。その
他は、事務管理機構の整備の
ために事務分量に應ずる必
然的な増というふうにな
るわけでありまして。評価員の
一人です。固定資産評価員、
補助員の一人の増ということ
になります。それで各係の
人員でありますか。大体行
政診断にも指摘されてお
りますように、一人が管理す
る職員は大体7名程度と
いうふうなことでありますか。今
度の機構で行政係の方が
13名という。総務課の行政
係13名という数字になつて
ありますか。これは使丁の3名
と、それから車の集中管理
による3名の4名が入つて
ありますために、これは管理上
は13名にしてもさして問
題にならないというわけで
特例があります。そのこと
に関しては、内容が少しまし
ても無理いやないという考
えであります。その他は、大体

	7名程度にしております。特に又、係が1名で1係長というような極端な係も廃止しております。
12番	この案がさしますと、16名の増というふうになっておりますか。もちろん各課、大切な事ではございますが、特に財政課の職員が5名減されるということになっておりますか。この人員の減について、詳しく御説明をお願い致した"と思"います。
助役	御説明申し上げました。現在の財政課の職員の中には、固定資産評価委員の補助員が2名入っております。それから、ゆるる固定資産評価室の独立によりまして、固定資産評価室に行くわけがあります。それから、減の原因、それから、今度の機構のところで、特に私達が焦点をおいておりますところの事務の合理化と能率化の部面におきまして、この徴税の令書、すなわちこれを電

気センターに委託しようというこ
 とに考えております。 そうなり
 ますと短時日のうちに今書
 があぐ発行できる。 全然ま
 た間違も生じてきませんの
 で、部課調査係においては、
 一応課税標準額さえ出せば
 あとは全部このセンターで
 計算されてその人の税金が
 完全にはいき出されて今
 書もすべて発行されますの
 で、この面で課税調査係は
 充分余裕が出てきます。 そ
 れによって課税客体の把握と
 適正なる賦課に充分そそ
 いで行けると、尚又、徴税
 面にも応援できると、こうい
 うような考え方で一応、人員
 は事実上増員はなっておりま
 せんが、仕事のやり方において
 充分、合理化される、尚今以
 上に住民に対して課税客体
 の把握と適正の賦課の面
 が充分強化されるものだと
 考えております。

12番 今おっしゃることは、センターという
 と機械力による文書作成で
 すか。

助役	<p>そうです。徴税令書です。固定資産評価のいわゆる評価額が出ますと、これは税金からはすべてそのセンターで計算されるわけです。市民税にしましても、同様でございます。いわゆる課税標準額という金額は、調査の結果出てきますと、これから税額計算から、全部電気センターに行くと、令書の筆記も全然なくなるわけです。全部ここで令書発行ができるわけです。原子計算センターでございます。電子ですか、どうも誤りました電子です。</p>
12番	<p>総務課が13名増員になるんだが、その総務課の中に入られるわけですか。その電子計算センターですか。</p>
助役	<p>いいえ、委託するわけです。そこにおいてですね。今徴税令書を今一期の分は機械で打ちます。それから、</p>

二期、三期になると全部今
筆算しているわけでありま
す。これかたくなるわけなん
です。

12番 すると総務課の課職員が
大体倍になっておりますが
その事務分量について、詳し
く御説明をお願いします。

助役 此の増大の大きな原因は今
各課にありますところの専任
運転手が全部ここに来る
訳であります。運転手が
です。車の運転手が
全部こっちに来ます。それか
ら、文書事務が全部集中
管理しようということが増
になります。それから今の
ところ財政係という名称が
ありますけれども、事実全
然その財政係の機能は
果しておりません。これも
全部そこに果せるような職
員を集めてあります。それ
から人事管理においても、
給与についての、いわゆる
事務も全然現在のところ
間に合わせたいのであ

りますので、これも充分整理する必要があると、という企画につきましても単に広報、市報ですか、の発行だけにとどめてありますけれども、これの本当の企画業務というのをこれからやらなきゃいかないと、こういうように本来やるべき仕事を実現において、それ以外の部署がたくさんありますので、これを本案の姿にかえて行くためにこれだけの人員を必要だということになるんであります。使丁ももちろんこれに含まれておりますのでその面の増であります。

議長 暫く休憩いたします。(午前11時40分)

〃 再開いたします。(午前11時53分)

〃 午前の日程はこれで終わります。午後はる時から再開いたします。

〃 暫く休憩いたします。(午前11時54分)

〃 定刻の時にあります。出席16名

であります。定足数に達して
おられますので、又今から
午後の会議を開きます。
午前に引き続き諮問才子号
の質疑を許します。
(午後五時〇〇分)

議長 暫く休憩いたします。(午後五時一分)

〃 再開いたします。(午後五時四分)

〃 本諮問案につきましては、質疑
を終り、討論を行います。

〃 討論を省略したいと思いま
すか。御異議ございません
か。

(異議なしと呼ぶ)

〃 ございませんので、討論を省
略致しまして、表決に移ります。
諮問才子号 宜野湾市部課
設置条例の一部を改正
することについて表決に
付します。原案通り答申
することに御異議ござい
ませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長 御異議ございませんので、原案通り答申することに決定致します。

〃 暫く休憩いたします。(午後6時4分)

〃 再開いたします。(午後6時50分)

〃 以上をもちまして、本日の日程が全部終了いたしましたので、これをもちまして、才45回 宜野湾市議会臨時会を閉めることに致します。長時間にわたり慎重御審議を願ひまして、誠にありがとうございました。

〃 閉会致します。(午後6時51分)

上記会議録の次第は、書記が記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

1967年 7月 6日

丘野海市議会会長古波藏 清次郎

議事録署名議員

議事録署名議員 大川 芳 